

吉備国際大学における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(2021. 4. 1 作成) 2023. 1. 25 改訂

新型コロナウイルス感染症について、本学では感染拡大の防止および予防のための注意喚起、健康観察など様々な取り組みを踏まえ、対面授業を行っている。

本ガイドラインは、学生・教職員の健康と大学での安全な教育活動を確保できるよう用いるものである。

なお、今後の感染症の動向等により、適宜、必要な見直しを行う。

1. 基本的な感染予防の徹底 および 移動に関する感染対策

(1) 基本的な感染予防対策として下記の3つのポイントを踏まえ、取り組みを行う。

① 「3つの密」(密閉・密集・密接)の回避

人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

② マスクの着用

外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。(咳エチケットの徹底)ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。

③ 手洗いなどの手指衛生

家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。
(追加) 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること

(2) 移動に関する感染対策

① 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。

② 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモする。

③ 地域の感染状況に注意する。

2. 感染リスクが高まる「5つの場面」

(1) 感染リスクが高まる下記の「5つの場面」を踏まえ、感染リスクを避ける。

場面1 飲酒を伴う懇親会等

場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

場面3 マスクなしでの会話

場面4 狭い空間での共同生活

場面5 居場所の切り替わり

3. 授業への対応と実施方法(集団感染を防ぐために)

(1) 健康管理

① 健康観察 : 学生は毎朝の健康観察を記録した上で授業を受講する。

- ② 検 温 : 学生・教職員は毎朝の検温を実施し、検温ができなかった場合は、登校時に大学が用意した体温計で検温する。
- ③ 風邪症状 : 発熱等の風邪症状のある場合は登校しない。症状のある学生を確認した場合には、安全に帰宅させ、自宅で休養するよう指導する。
- ④ マ ス ク : 学生・教職員ともにマスクを着用し、忘れた場合は学生課および最寄りの事務室（または各キャンパス事務室）でマスクを入手する。

(2) 授業・学修環境

- ① 手指消毒 : 学生・教職員は、入退室時にアルコール消毒液で手指の消毒をする。(各所にアルコール消毒液を設置)
- ② 講義室等 : 講義室等では人との間隔を1メートル空けることを目安とする。距離を確保できない場合は収容定員の概ね5割以下（または試験定員）の受講者数とし、併せて十分な換気を行うこととする。
- ③ 座席指定 : 座席は、感染が確認された際、濃厚接触者の確認ができるように指定する。
- ④ 換 気 : 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回程度）、2方向の窓とドアを開けて換気を行う。(エアコン使用時も換気は必要)
- ⑤ 機器消毒 : マイクは担当教員が使用前後に、各講義室等に設置している除菌シート等で必ず拭いて消毒する。その他の教材・教具については、担当部署または各学科において適宜消毒する。
- ⑥ 授業方法 : グループワークを行う際は、近距離での会話に注意する。紙媒体での資料の配付・回収は注意して行い、電子媒体も活用する。

(3) 実習等

- ① 学内実習
実技指導 : 感染予防対策を十分に行い実施する。至近距離での学内実習や実技指導などについては、学科長を中心に学科内で担当教員と検討する。感染対策が困難な場合は、授業方法や授業計画の順序、授業日程の変更など、感染防止の工夫をする。
- ② 学外実習 : 学外実習を行う際は、事前に実習時の感染防止を確実に周知し、感染または感染が疑われる場合などの対応についての指導を徹底する。また、感染者が確認された場合は実習施設等と連携を密にとり、当該地域の保健所の指示に従い大学として適切な対応をとる。

(4) 対面授業の実施が困難になった場合の対応

緊急事態宣言の発令、感染者の発生等により、対面授業の実施が困難になった場合は、オンライン授業への変更など、授業を安全に継続する方法を検討する。授業の実施方法を変更する場合は、影響を受ける学生の状況にも十分に配慮し、当該変更等に関する情報の迅速かつ確実な伝達や、学生からの相談等への丁寧な対応に努める。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響による授業欠席の取り扱い

本学「自己都合によらない授業欠席の取り扱いに関する申し合わせ」第2条の取り扱いにより、所定の様式により手続きを行い、かつ必要な課題等を提出した場合は、出席として取り扱う。ただし、出席と認める授業欠席は、原則最大で授業回数の3分の1までとする。またこの対応については、感染拡大の状況により、随時対応を協議して追加、変更をすることがある。この措置の期間は、新型コロナウイルス感染症の感染が終息するまでとする。

【出席として扱う授業欠席】2023.1.25 より変更

① 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の授業欠席（出席停止）

※停止期間は、6（3）のとおり7日間

② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と特定された場合の授業欠席（出席停止）

※停止期間は、6（3）のとおり5日間

③ 日本へ入国（帰国）後、3日間の健康観察期間の授業欠席

※停止期間は、3日間（ワクチン接種回数・種類を問わず）

④ 発熱等の風邪症状による授業欠席（感染拡大防止の観点から）

ただし、必ず事前に、欠席の連絡を学生課またはチューター・ゼミ担当教員にすること。
なお、発熱等がある場合は、最寄りの保健所または医療機関等に相談し、受診すること。医療機関の診断書または受診したことがわかるものが提示できる場合は提出すること。

⑤ 重症化するリスクが高い基礎疾患等がある学生が、主治医と相談の上、登校すべきではないと判断された場合の授業欠席

⑥ 新型コロナワクチン接種に伴う接種当日及び副反応等の体調不良による授業欠席

※ ただし、上記①～⑤について、オンラインでの受講が可能な場合はこの限りではない。

※ 感染者・濃厚接触者となった学生に対し、出席停止にあたって、証明書の提出を求めない。
やむを得ず証明が必要な場合は、学生が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My-HER-SYS で取得した療養証明書等により確認を行う。

【手続方法】

学生課・各キャンパス事務室で所定の様式により申請手続きを行う。申請期限は、授業に出席できる状態となって5日以内とする。

4. 学生生活について

(1) 部活動・課外活動

部活動・課外活動について、今年度も「活動計画書」を提出した団体は継続して活動はできるが、3密を避けるなどの感染防止対策が不十分であると判断した団体については許可を取り消す。

また、新たに活動を開始または再開する場合は、必ず学生課（または各キャンパス事務室）へ事前に連絡・相談をする。

(2) 大学の施設（食堂・図書館・ラーニングコモンズ・休憩スペースなど）の利用

- ① テーブルや椅子の数を減らして密にならないよう配慮するとともに、アクリル板を設置するなどの感染対策を行う。
- ② 食堂は、3密を避けるため、イスの数を減らしており、食堂内では、イスの移動や大声での会話、食事後の長時間の滞留は控える。

(3) 自宅・アパート等での生活（通学・休日等）

- ① 登校・下校時の公共交通機関利用に際しては、可能な限り混雑を避けるように注意する。
- ② 大勢の人が集まる場所はできるだけ避ける。
- ③ アパート等で複数人が集まった会食等は自粛する。
- ④ 歓送迎会、コンパ、打ち上げ等の集会は当面の間禁止とする。

(4) 体調不良時の対応

- ① 寒気、咳、のどの痛み、発熱、倦怠感、味覚・臭覚異常などがある場合には、外出を控え、状況をゼミ教員・チューター教員に連絡する。
- ② 併せて、上記のような症状がある場合は、かかりつけ医または自分が住んでいる市町村の相談窓口で電話相談をする。また、結果は学生課に連絡する。
- ③ 感染が判明した場合には、医師の指示に従う。
誰でも感染する可能性があります、感染したからといって慌てず冷静に行動する。

5. 教職員の感染症対策

(1) 基本的な対応

教職員の感染症に関する対策と対応は、学園内通知「新型コロナウイルス感染症に関する本学教職員への対応について」による。

(2) 研究室・事務室内・窓口等での対応

- ① 上記「1. 基本的な感染予防の徹底」を基本とする。
- ② 年齢を問わず、重症化するリスクが高い基礎疾患等がある教職員は、窓口対応を避ける。
- ③ 来訪者（学生・業者等）を記録する。（感染が確認された際、濃厚接触者の確認のため）

(3) 会議・ミーティング・イベント等の実施について

- ① 感染予防対策を講じた上で適切に対応する。
- ② 会議・ミーティングについては、可能な限りオンラインで実施する。
- ③ イベント等については、その開催の必要性について充分検討するとともに、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう慎重に対応する。

6. 学生、教職員の感染者が発生した場合の対応

(1) 対応窓口

- ① 学 生：学生部を主として、各キャンパス事務室との連携により対応する。
- ② 教 職 員：庶務課を主として、各キャンパス事務室との連携により対応する。
- ③ 連 絡 先：学生部 0866-22-7420
庶務課 0866-22-7404
岡山キャンパス事務室 086-207-2911
南あわじ志知キャンパス事務室 0799-42-4700
岡山駅前キャンパス留学生別科事務室 086-231-3538

(2) 各キャンパスの市町村の相談窓口

- ・高梁キャンパス：備北保健所 0866-21-2836
- ・岡山キャンパス／岡山駅前キャンパス：岡山市保健所 086-803-1262
岡山市新型コロナウイルス受診相談センター 086-803-1360
- ・南あわじ志知キャンパス：洲本健康福祉事務所 0799-26-2062
24時間対応コールセンター 078-362-9980

(3) 大学の対応

① 保健所への協力

保健所が行う、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査へ協力する。

② 感染者や濃厚接触者の出席(出勤)停止

感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合には、当該者を出席（出勤）停止とし、その後の対応については、以下のとおりとする。なお、濃厚接触者に対して出席（出勤）停止の措置をとる場合の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して5日間とする。

《自宅療養・待機期間》2023.1.25 より変更

【感染者】

発症日を0日とし、翌日から7日間（8日目に解除）

【濃厚接触者】

最終接触日を0日とし、翌日から5日間（6日目に解除）

【海外渡航者】

令和4年10月11日よりワクチン3回接種者（もしくは認められるワクチン接種者）については、国内待機が免除されますが、大学においては、当面の間は、3日間の自宅待機とし健康観察をする。

③ キャンパス内の消毒

保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の施設、物品を消毒する。

④ 臨時休業について

学生、教職員の感染が確認されクラスターとなった場合、そのキャンパスの臨時休業を実施する場合もある。授業の再開については、学内や地域の感染拡大の状況を踏まえ判断されるが、その状況により、オンライン授業への切り替えを検討する。（上記「3（4）対面授業の実施が困難になった場合」による。）

⑤ 感染や濃厚接触の疑いが判明した場合の連絡

